

鳥羽市文教産業常任委員会会議録

平成29年12月14日

○出席委員

委員長	尾崎 幹	副委員長	河村 孝
委員	片岡 直博	委員	山本 哲也
委員	木下 順一	委員	中世古 泉
委員	世古 安秀		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・中村農水商工課長、田畑補佐、宮本水産係長、谷水産係主査
- ・小竹教育長、世古教委総務課長、寺本補佐、勢力係長、岩本学校教育課長、吉川補佐、榎生涯学習課長、上村補佐

○職務のために出席した事務局職員

書記 中山 真緒

(午前10時00分 開会)

○尾崎 幹委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから文教産業常任委員会を再開します。

12月12日の本会議におきまして当委員会に付託された案件は、議案第30号、市の区域内に新たに生じた土地の確認について、議案第31号、字の区域の変更についての議案2件であります。

これより議案の審査に入ります。

それでは、議案第30号、市の区域内に新たに生じた土地の確認について、議案第31号、字の区域の変更について、一括して担当課長の説明を求めます。

課長。

○中村農水商工課長 おはようございます。農水商工課、中村です。よろしく申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第30号、市の区域内に新たに生じた土地の確認について。

市の区域内に新たに生じた土地を次のとおり確認するため、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

地方自治法の第9条の5第1項ですけれども、「市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。」となっております。ということで、今回、答志町の通称大答志、字名につきましては基石浜、大答志、蜻蛉の三つの字にわたります。確認地ということで、それぞれの地番を示しております。地積につきましては、埋め立て申請の段階によりまして3区画に分かれておりますけれども、4,407.01平方メートル、8,240.12平方メートル、3,161.04平方メートル、合計で1万5,808.17平方メートルとなっております。

次のページをお願いします。

提案理由ですけれども、答志漁港における漁港改修事業に係る公有水面埋め立て工事により新たに生じた土地を確認するため、本提案とするものです。

次のページに図面がついております。

トンネルを抜けた奥になりますけれども、図でいきますと中心より少し上、A、B、Cと振っております区域でございます。ここにつきまして若干説明をさせていただきますけれども、昭和55年から昭和63年にかけて段階的に埋め立て申請をしております、工事を実施してきておりますけれども、漁港用地と私有地との境界の未確定な部分、それから今回補正予算でも上げさせていただいておりますけれども、長年の懸案事項等がありまして未解決の部分がありまして、竣工認可が得られていない状況でした。今回、県営化のお話をいただきました。そのことをきっかけに、地権者との境界立ち会い、協議を重ね懸案をクリアできたことから、今回の議案の提案とさせていただきます。

続きまして、第31号ですけれども、次のページです。字区域の変更についてということで、市の字の区域を次のとおり変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

地方自治法の第260条第1項につきましては、「市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、

市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。」となっておりますことから、今回上程をさせていただいております。

内容につきましては同じ箇所でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○尾崎 幹委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第30号及び議案第31号についてご質疑はございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員 答志町の大答志の3カ所の埋め立ての承認と字の変更ということですが、これまで、さつき課長から昭和55年から63年に埋め立てがあつて、それ以降地権者の了解が境界を確定するのに時間がかつたというふうなところですが、その辺のどういふふうにして境界を確定してするのかということをもう少し詳しく、経過をお話いただければと思います。

○尾崎 幹委員長 課長。

○中村農水商工課長 民有地と、埋め立てによって新たに生じる市の土地になりますけれども、その境界が、当時も立ち会いはしているんですけれども、しっかり確定して測量が行われていなかったところにつきまして、今回、ことしの夏、現地におきまして、地権者の皆さんに立ち会いをいただきまして境界を改めて確認していき、打つというそういう作業から、それと、またこれは予算委員会のほうで説明をさせていただくんですけれども、一部分未解決のまま、個人のまま今まで懸案として残っていた土地があつたと。それについて今回いろいろ協議を進める中で解決ができたというふうな、さまざまな要因があるんですけれども、代表的な要因としてはそういったものでございます。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 なかなか境界を、潮の満ち引きとかいふので決めるというのは難しいところもあつたんですけれども、ようやく執行部のいろんな手配によって、努力によってされたと思います。

今回は大答志ですが、ほかの地域にもこういう例というのはあるんですか。

○尾崎 幹委員長 課長。

○中村農水商工課長 竣工認可がおくれていた部分につきましては大答志が最後ということになります。ただ、全て竣工認可は終わっているんですけれども、部分的に例えば港と個人の間とか、当然昭和の始めのほうで埋め立てたところとかも出てくると思いますので、中には深く調べていくと未登記があつたりとか、そういうものがある可能性はないとは言えませんけれども、竣工認可としてはもうこれで解決ということになります。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 ほとんど認可は終わっているということですので、あとの手続とか持ち主の相続とかいろいろな部分も関係してくるかと思うんですが、どんどんと高齢化が進むことによって持ち主、所有者が確定できなくなってくるということですので、今後はできるだけそういうことも、残りのことも含めて進行を早めて、進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

ちょっと変わってくれるか。1点だけ。

(委員長交代)

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 これ、約4,000坪ぐらい埋め立てになると思うんやけれども、ここに着いておる船というのは答志の中でも結構みんな大きな船かなと思うんです。それで、網がほとんど違うかなと思っておるんやけれども、出るときも帰ってくるときもこれだけ狭くなって問題はないの。

○河村 孝副委員長 谷主査。

○谷水産係主査 主査の谷です。よろしくお願ひいたします。

当初築造当時から、もともとの定期船が着けている答志の部分では手狭ということで大答志の部分で築造することになりまして、ここに漁船を着けることで漁業活動が活発になることと、大答志の災害とか満潮とかがあった場合にこちらに避難港としての位置づけもあることから、こちらで整備をさせてもらったという経緯があります。

おっしゃられた狭いということに関しては、特段不便さということを感じられていないということは聞いております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 最後で言うんやけれども、ここを使う漁師さんらが問題ないと言うたらそれでいいんですけども、風がここは結構吹く場所、北風の当たる場所やし、台風、夏場やったら南の風、それがお互い、船が流されたりとか危険性はないのかなと思って、今まででもあったような気がしたもので、それで今回これだけ狭くなるということは、それが船と船同士の事故につながるというのは、漁師さんがそれでいいと言うんやったらいいんですけども、そういう漁師からの意見というのはほとんどなかったんですか。

○河村 孝副委員長 主査。

○谷水産係主査 おっしゃられるとおり、大答志の中にも大きな船舶等見受けられるんですけども、先日もあった21号の台風とかに際しても係留場所等を含めて舟越のほうにも避難させていたりとか係留方法を変えたりとかして、漁業者の方も知恵を絞ってもらって、それぞれぶつかったりとか破損とか極力ないようにしてもらっているのが現状です。それに対しての意見というのは今のところ聞こえていないですし、聞いていません。

○尾崎 幹委員 ありがとうございます。

以上です。それではかわります。

○河村 孝副委員長 かわります。

(委員長交代)

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、以上で付託された案件は全部説明を受けました。

続いて、採決に入る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第30号について原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第31号について原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件は全部終了いたしました。

説明員の入れかえのため、暫時休憩いたします。ありがとうございます。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時17分 再開)

○尾崎 幹委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これよりその他に入ります。

お手元に配付してありますとおり発言の通告が参っておりますので、順次発言を許します。

お願いします。

(委員長交代)

○河村 孝副委員長 委員長を交代します。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 3点になると思うんやけれども、神島中学校の解体工事についてです。

これ、前回小学校のときは夏休みを挟んでやっておったと思うんです。それで、前回の倍ぐらい今回かかる予定でおるの。そこら辺どうですか。工期。

○河村 孝副委員長 勢力係長。

○勢力係長 教育委員会総務課、勢力です。よろしく願いいたします。

神島小学校の解体工事の工期は、当初75日を予定しておりました。そこから天候等の影響があり14日間延長させていただきましたので、トータルで89日となっております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 それは前回やね。小学校の件ですやね。そしたら今回もそれぐらいかかると。

ただ、前回夏休みの期間が全部入っておったわけなんやけれども、今回冬休みの期間が入ったとしても、春休みが入ったとしても、その間やっぱり子供らは授業をしておるわけなんさ。そこら辺の対策というのはどん

なものかな。

○河村 孝副委員長 教育総務課長。

○世古教委総務課長 総務課長の世古です。

工事期間中の学校の児童・生徒などの対策につきましては、現在、小・中学校と業者を交え、安全に授業ができるよう、また通学、授業への影響をそんなに及ぼさないように、また、登下校の時間帯は工事車両を通らせないようにしたり、騒音が授業に影響しないよう学校と業者と十分調整を行っているところであります。

以上です。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 まず解体は音が出るよな、絶対どうしても。コンクリートやで、破碎していくわけやで。そこから辺どうしても、授業中にあの音が出てくると子供らでもやっぱり耳ざわりやと思うんですよ。そこから辺をちゃんと業者さんと、授業中はやらないというのは前提やと思うんですけども、そこから辺の確認はもう本当に今後の課題でいいんかいな。それとももうちゃんと話が終わっておるとい、いかがですか。

○河村 孝副委員長 勢力係長。

○勢力係長 今週の月曜日に学校と打ち合わせを行いました。その中で先生からの意見とかをいろいろお聞きしたんですけども、今回の工事につきましては高低差のある現場でございまして、まず既設というか、新校舎から10メートル下がったところに旧校舎が建っており、直線距離で30メートルほど離れておりまして、学校の意見といたしましては、児童・生徒が体育などで運動場、あと体育館に行くところのルートとかぶりますので、そのあたりは注意していただきたいということをいただきました。

授業時間に解体工事がかぶることはちょっとやむを得ないという形でご理解はいただいておりますけれども、私どもといたしましても施工業者のほうには、極力そういう時間的な調整をして施工していただくような指示はさせていただいております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 学校側のヒアリングはしたということやで、その中身は尊重してもらって、業者さんが子供らに害のないようにしっかりと養生せないかんところはしっかりと。それはもう徹底させやないかんよ。前回みたいなのではいかんと思うよって、そこから辺については今からやね、業者との話し合いというたら、詰めるのは。そういう流れでいいんかな。

○河村 孝副委員長 勢力係長。

○勢力係長 これから工事は始まるんですけども、逐一チェックしながら業者と学校と協議を進めて、工事を施工していきたいと思っております。

○河村 孝副委員長 教育総務課長。

○世古教委総務課長 補足させていただきますけれども、夏休み期間に行わなかったということは、実は地元から運動会やそういったいろんなイベントが終わってからしてほしいという要望がありましたので、その辺だけはまたご理解いただきたいと思います。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 通学路、もうご存じやと思うけれども、これ、一番大きくても4トンまでやと思うんや。そや

けど、この間の新しい建物を建てるのと、それで小学校の解体、道の舗装はどうなの。大丈夫なの。あれだけがたがたで崩れかかっているような危険な場所を3カ所僕は見てあるんやけれども、これはもう10トンのものが走ったらやばいなとか、4トンのトラックを入れるの。2トンでやるの。どっちですか。

○河村 孝副委員長 勢力係長。

○勢力係長 今回の工事に関しましては4トンでの運搬を予定しております。先ほど言われました道路のことに関しましては、まだこの工事と来年度以降にも予定をしておりますので、その後に市道管理者である建設課と協議しながら考えていきたいと思っております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 前回は何トンで運んだの。

○河村 孝副委員長 勢力係長。

○勢力係長 前回の解体工事に関しましても4トンで運搬しておりました。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 だから、前回も4トンで同じような平米数やんか。それで同じようにコンクリート。そこであれだけの道が割れるとか危険な状態の場所の補修についてはどうなの。やっておいてからやるの。それとも今回、もうちょっとひび割れとか、通学路やで、根本。通学路に対して、その後解体を終わって完了してから道をきれいにするのか、それとも4トンであそこまでひび割れとか道路がゆがむというような流れができたわけやで、今回は補修しておいて4トンのトラックで廃材を運ぶという、どちらなんですか。

○河村 孝副委員長 勢力係長。

○勢力係長 市道のひび割れに関しましては、もう工期も迫っておりますので、工事終了後に修繕をさせていただきたいと考えております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 それで、山側より海の見えておる側がかなり角度、子供たちに対しては家のほうから学校のほうへ向かって左側を歩かすのかとか右側を歩かすのかとか、その点はちゃんとしたらな、右側を歩いてちょっと危ないところをもうご存じやと思うよって、その修繕を後ですと言うておるんやけれども、問題が起ったらあかんよって、また鉄板か何か敷くの。

○河村 孝副委員長 勢力係長。

○勢力係長 運搬ルートに関しましては、養生鉄板など、あとは各所に人を配置したりしながら、安全に気をつけながら行っていこうと思っております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 警備員か何か置くのではないんでしょう。

○河村 孝副委員長 勢力係長。

○勢力係長 警備員ではなく、施工業者の方で対応を考えております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 何せ、いいものをつくって何か問題が起こってからでは遅い。それと、これの解体が終わったらしっかりと新しいきれいな道に、もう悪いところだけ補修するという考えなのか、それとも全面新たに通学

路として適正な基準に合わせて道路を新たにするのか、そこら辺どうですか。

○河村 孝副委員長 勢力係長。

○勢力係長 全ての工事が終わった後の道路に関しましては建設課と話を進めていきたいと思っておりますので、今この場でどうするというような形は控えさせていただきます。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 控えんでもええことなんやけどな。

ただ、道路だけ補修という形では済まへんよ。やっぱりゆがんで傾いたところはもう一遍基礎から積み上げてこな。それはなぜかという、あそこに水が流れるようになっておって、土台がしっかりしてへんよってどんどん下の何軒か、農業というか家庭菜園をやっておる家のところ辺に流れておると思う。それがやっぱり来年の雨の時期に来たらまた問題にならへんように、それまでには、これが終了するのと同時に次にもうつないでいってもらわな、やっぱり安全・安心が一番やんか。そこまではちゃんと協議してもらえるかな、終わった後。どうですか。

○河村 孝副委員長 勢力係長。

○勢力係長 おっしゃられた安全・安心を前提に協議を進めていきたいと思っております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 しっかりと見に行くよって、隠れて。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の工事の積算基準についてお伺ひします。

前回は天田君というのか、小学校の計算をやっておるわけやんか。この方は、今回はもう建設に移りましたよね。それで中山さんが担当していますよね。それは悪いことではないんやけれども、前回の中身がやっぱり大分変わっておると。その変わった内容としては、中山さんにちょっとお伺ひすると、県の基準に合うた積算根拠で物事を進めた。そやけど、前回は天田君がやっておる積算根拠というのは県の基準にも合うていない、それで今回とほとんど一緒じゃなかったらおかしいかなと思うんやけれども、名目、いろいろな変わった理由というのは何かな。

○河村 孝副委員長 勢力係長。

○勢力係長 これまで常任委員会で工事の設計、積算に関してもご意見をいただいておりますので、複数の技術職員の目を通して建設課のほうで見ていただいたのが今回の工事の内容になっております。

小学校の解体工事のときには教育委員会独自での積算でした。今回と前回とどこが違うかという、前回は、神島での大規模な解体という前例のない事業でしたので、作業時間の確保というのを特に重視して行いました。実働時間が少ないということもあって、労務単価に係数を掛けまして発注を行ったところです。

以上です。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 言いわけと言うたらおかしいけれども、ほとんど同じ建物ですやんか。それで平米数にしたら42平米違うだけやんか。そうなってくると、前例がないから教育委員会で独自でやったものに対してどうにかやりました。そやけど今回は三重県の基準を重視してやると。前回は三重県の基準は一切重視されてへんのだ。整合性がやっぱり必要やんか。同じ場所の同じ建物、もうほとんど同等と言うていいぐらいの建物を同

じ時期につくったものを同じ時期に壊すんやで。その積算根拠が余りにも温度差がある。値段だけ合わせておるん違うかなど。中身を見させてもらおうとえらい違いが出ておるもので、前回の積算根拠が今回の積算を見るといいかげん過ぎひんかと思うんやけれども、これ本当に天田君がつくったの。

○河村 孝副委員長 教育総務課長。

○世古教委総務課長 尾崎委員は総務課の天田君の名前を言っていますけれども、天田君はこの積算はチェックはしていますけれども、積算根拠にかかわる部分は、設計については担当の勢力を初めその当時の総務課で協議してしていますので、天田君は数字のチェックとかそういったところで、中身については違いますので、その辺だけご理解。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 一番大事なチェックの部分を天田君は何回経験しておるの、こういうことを。

それと、三重県の基準があるということ为天田君はわかってこの検査をさせたわけやんか。それで今回はもう全然中山さんがしておるわけやな。一級建築士、一級を持っておる方がやって、天田君というのは結局何の免許を持っておるんですか。三重県の基準が頭に入った方の検査でなかったら、やっぱり設計された勢力君を主体として行ってきたことのチェックはできないわけでしょう。そやから今回、それが問題になったんじゃないかなと思っておるもので中山建設課に、前回教育委員会でやり切ったわけやんか、これ入れやんでもいいのと言うても。そやけど今回は自分らでようせんというて建設課に振っておるわけやんか。建設課に振ることによって三重県の基準をもとに物事を進めとるわけなんさ。前は自分らで考えて自分らで好きなようにやったような流れしか見えていない。

これ、整合性が一番大事であって、私らチェックしていかないかん。議会としてのチェックをこれは余りにもないがしろにしてへんかなと思って、私ら議会としても、やっぱり書類を見て照らし合わせて、値段は中学校のほうがちょっと高くなっておる。これが本来の三重県の基準としたら、前回の積算根拠と積算額の基準はいいかげんやったん違うの。反省のもとで建設課に依頼したんやったらそう言うて。

○河村 孝副委員長 総務課長。

○世古教委総務課長 私どもができなかったので建設課にしたのではなく、尾崎委員がこれまでの委員会でも、1人の技術職の勢力係長が1人でやっていることに関して、先ほども意見を言われましたけれども、事務担当ではなかなか精査は難しいのではないかということでは言われてまして、そういう意見を踏まえて多くの職員が目を通せるように建設課のところでもらったんです。教育委員会が以前に出した積算については決して誤りというようなところはございませんので、その辺でご理解いただきたいと思います。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 前回の僕の神島小・中学校の建設から解体からいろいろ皆さんにお伺いしてきた中身が適正という判断で言い切ったわけやもので、今回変わったのは、僕としてはやっぱり教育委員会が言うてきた中身は間違っておったんじゃないかと。その証拠ではないんやけれども、建設業者から工事見積りの内訳の内容について質問が出たはずや。前回の基準でいくんか、それとも三重県の基準をしっかりと使うて物事を進めるのかと。そしたら今回の答えとしては、11月27日の結果は中学校の解体として三重県の基準で進めると。前は違ったわけや。ということになるんさ。そういういいかげんなことを二度としたらいかんという話をした

いわけや。

それはなぜかという、小学校のほうの共通仮設費、運搬、荷物、これ今回は袋の数まで出ておったと思うんやけれども、前は結構井よな。一般廃棄物と産業廃棄物の区別をちゃんとしていかないかん部分に対して、これ、ほとんど大きさがさっき言うておるように形も一緒やったわけや。そやけど、こっちの新しい建設課の専門職がやってきた中身とは大分違うんさ。となってくると、僕から見るとやっぱり整合性に欠けた積算をしておるんじゃないかと。全く一緒で、平米数が46平米中学校のほうが小さいわけや。そやけど値段に関しては中学校のほうがかなり大きくなっておると。500万円ほど工事費の最初の値段が違うやんか。細かく出して法律にのっとって業者がやるならば、産業廃棄物はマニフェストをしっかりとつくってやっていかないかんわけやんか。その違いさ。

行政が見本になってもらわないかんのに、行政が積算根拠がばらばらやったらこれはおかしいとしか言いようがないやんか。そこまで僕はチェックし出したわけなの。スキル上げやなあかんと思ってやっておるんさ。そうすると、照らし合わせるとやっぱりおかしいものはおかしいと出てくるんよ、僕ら素人でも。そこを教育委員会が勢力君一人にずっとさせておったところ辺は、それは誰かが来て教えてもろうておるのか知らんよ。それを今後は一切ないようにせないかんという話をしたいわけ。教育委員会がやることは、やっぱり専門職がしっかりとおる建設に依頼してやっていくのが本来やと僕は思うておったものでね。

勢力君を攻めておると違うんやで。勢力君がかわいそうやったと、僕が見ておる中で、総務課長。この大きな建設から解体から整備から全部を本来勢力君一人と天田君と2人にさせておったということが今後ないようにできますか。

○河村 孝副委員長 教育総務課長。

○世古教委総務課長 ですので、今後、前回の委員会でもご指摘があつて、こういうことを今後は複数の専門職で目を通すようにということで、他の工事も建設課の職員でやってもらうように、言われてからはやっていますので、今後もそれを引き続いてやっていきたいと思ひます。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 それやったら、もう勢力君も要らんやんか。返したって、建設に。そうせな、何か教育委員会でやりたいものは自分らで自立してやっていくという話になっていくと思うんやけれども、できることは自分らでしよう、それはいいことかわからん。そやけど、教育委員会の中に建築建設、そういうものに特化しておる子は勢力君しかおらへんわけやんか。みんなでと言うたよな。そういうことができひんのにやってきたということは、体質を変えてもらわないかん、しっかりと。勢力君はもう建設に返して、今後、教育委員会がやっていくものに対しては専門職が並んでおるところでちゃんとチェックと積算してもらわな、いいかげんなものを出しておいて、後でいかんよってまた違うようにしますというものは2回も認められへん、もう僕は。僕はやっぱりちゃんとせないかんと思うておるよって、そこら辺どう。勢力君をまだ置いておくの。

○河村 孝副委員長 教育総務課長。

○世古教委総務課長 教育委員会もそれぞれの他の課も工事関係はあると思うんですけど、特に教育委員会は公共施設の数も非常に多く、ご存じのように学校修繕とか学校関係とかその他の公共施設、かなり件数が多いです。修繕も多くありますので、その工事を全て建設課のほうに委託するのではなく、1人の職員がやると

いうのは大変ですけれども、やはり専門的にいてもらって、総務課以外の生涯学習課の工事もかなりありますので、そのままお願いしたいというのが現状でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 そしたら、総務課長として小学校の積算根拠と中学校の積算根拠はどちらが正しいと思うの。正しい、正しくない、どっち。

○河村 孝副委員長 教育総務課長。

○世古教委総務課長 そのときに判断して、小学校の解体のときはやっぱり初めてでしたので、いろんなところを協議して教育委員会の積算をしましたので、これは決して間違った積算という認識は持ってございません。ですけれども、委員さん言われましたように、これを建設課で協議した中でこういう金額にしたほうがいいんじゃないかということで改めたのが現実でありますので、どちらも正しいという認識を持っております。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やっぱり行政というのは税金を使うんよ。そのための基準が全部行われておるわけやんか。積算基準というものはあるわけやんか。自分らの都合のいいような積算根拠をつくっておたらいかんわけやんか。ほんなら僕らは、どこで基準があって、それがいいか悪いかと判断するのは何で……。おたくらの知識のない人らが集まって頑張りました、それは頑張るとるよ、休みもないぐらい。一部の人間は教育委員会の中でも大変やったと思う、学校建設と学校の改修というのは。だけど、これをはなから三重県の建築積算基準をはめて物事を進めておたら、そちらの中でいろいろなチェックとかそういう議論すらも、基準を知っておる人をやっぱり集めやな。基本というものがあって、その中に基準があるんやで、その基準を重視せないかんのが私らやんか。法令、省令、条例で物事が前に進んでいくんやで、そのときに臨機応変に、しようがないよってこれであかんよと、それは問題が起こってからの話や。問題が起こる前から問題になるような積算根拠をつくるということは、僕はおかしいと思う。その裏づけが今回、業者から小学校と中学校の積算の中身が違うということで入札のとき質問が出てきたはずや。その質問状の答えは、建設課としたら三重県の基準をしっかりと使いますということやった。それが正しいんさ。両方とも正しいという答えは法律違反やに、本来は。になっていく可能性があるということ。それがないようにするのが教育委員会。それでなくても教育というてくると、人に物事をしっかりと基本や基準を教える立場にあるところよ。そこの中身がおかしかったらいかんやんか。そういうことをしっかりと今後やってほしいんや。

誰がいかんとかそんなんじゃないしに、頑張らないかんという意欲はわかるけれども、その意欲の中に基準と間違っような流れが起こっておたら、それは僕らは指摘せざるを得んわけよ。

今後、どちらも正しいことはない、正しいのは一つしかない、それだけは頭に入れて。それはスキルを上げること。知識が、やっぱり基準というものを頭に入っておることによって、いい悪いが判断できるんや。コンクリート1個打つのにコンクリートの材料費、1袋より2袋使うておるんやと、それは使い過ぎやと言えるようになるのが本来の技術者やで、そこはやっぱりしっかりとしてもらわな困ります。それはどうですか、教育長。方向性をちゃんと改めて、基準に合うた積算でやってもらえるか。

○河村 孝副委員長 教育長。

○小竹教育長 おっしゃるとおり、複数の技術者で工事等を見ながら適正なものにしていくというのが大原則で

ございますので、私はおりませんでしたけれども、以前のこの委員会で指摘されておるようなことをきちんと実施していくということでございます。

一つつけ加えさせていただくんですが、教育委員会が積算しますと全く県の基準に合っていないというようなご発言の意図かなと思ったんですけれども、私の理解では、県の基準は全てクリアしております。ただし、神島という地域性を考えたときに市独自で補正を行うことができるということでございます。ですから、神島へ行くに当たっては運搬費等は当然割り増しされますし、労務のところも船のこともございますので、その辺の独自の基準が必要だというふうに考えております。

ですので、県の基準の中で市が補正を加えた内容は2点でございまして、1点は労務費、2点目は運搬費、この2点のみ補正を行っただけで、そのほかにつきましては前回と今回の積算根拠は全く変えていないというふうに理解しておりますので、ご理解いただいたらと思います。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 そこまで言うと、おたくらが今回、建設課、これはおたくの一つの部分での見方さ。そこまで言われるんやったら教育長、やっぱり県の基準でいくと細かいんさ。そやけど、それをおたくらが小学校のときにやったから見ると、コンクリはちょっと少ないんかな、基準で出すのが本来やで。

小学校と中学校の建物が違うところにあって全然違うものやと、平米数も違って建った年月も違うんやというんやったらわかるけれども、平米数が46平米違うだけで、建った年数も一緒に、その流れの中で今度は三重県の基準になると高くなるの。さっき言うたように500万円高くなるやん、積算根拠として出てくる金額。こっちは安いんさ。そやけど最終的には補正を組んで、前と一緒に県の基準に合わせてきたわけや。ということになるの。2回補正を組んだと教育長は言うたよな。

そこら辺は、それは違いはぴったりと違うんやに。そやけど、同じ基準の金額には持ってくるの、補正予算で補正を組んで。補正を組むことは認められておるけれども、補正を組まへんようにするのが技術者の責任なんやで、そこだけはちゃんと頭に入れておいて。

もう言うともいかんよって、ただ、もう今後は建設課に投げるという話やで、それはやっぱり尊重していただいて、正しく、子供らが使うものやで、私らが使うものと違う。

(「協議していますので」の声あり)

○尾崎 幹委員 いや、協議はわかっるとというの。余り追求していくと違う名前が出てくるといかんよって、やめとく。

それと次に、教育委員会が管理する物件、今、総務課長が言われたように、やっぱり勢力君がおると、こういうことのいい悪いも見やすくなる。一々建設課に言わんと、「勢力、ちょっとあそこに苦情が来ておるよって見てきてくれ」とか「あそこ雨漏りしておるよって、これ、どうしたらええ」と、それは勢力君に任せたらいいと思うけれども、ただ、本当にこの間、学校教育の学習、何か行かせてもらうたんやけれども、相違のほうに。あそこは建って何年なの。まだ5年でしょう。5年やのに継ぎ足しが雨漏りしておるとか、それで外のトタン屋根というか、カーポートみたいなものゆがんでおるし、あんなものゆがむわけがないんさ。勾配も見てへんだらやっぱり建設業者にクレームを出さないかん。あんなもの、勾配をつけて雨が流れるようにせないかんのに、真ん中が低くて両サイドに水がたまるような設計を絶対設計屋はしてへん。そういう箇所を本当に

課長にも教育長にも言うた。見えへんところ、もう本当にのぞかないかんようなところはコーキング打ってへんだり、これ、検査へ入って通しておるやつが悪いと思うんやけれども、そういうところまでやっぱり見ていかな、鳥羽市もお金がない。改修工事をするのでも何々言うてお金をやっぱり蓄えて物事をせなできひんと。一日でも長くきれいなまま使うためには、やっぱり点検が必要なんさ。

そこをやっぱりちゃんとしていくと、鳥羽の無駄なお金も減るし、それで一番最初に組んだ予算で物事が進めればしっかりとした信用のある教育委員会になっていくもので、その中でちょっとお伺いするけれども、教育委員会各課が持っておる物件はどれぐらいあるのか。

○河村 孝副委員長 わかりますか。

○榎生涯学習課長 まず、それぞれ3課で所管する財産は違いますけれども、生涯学習課で中央公民館以外で20分館ございます。それとコミュニティアリーナですけれども、答志コミュニティアリーナ、それと菅島は体育館と併用していますけれども、菅島のコミュニティアリーナ、坂手は廃校舎になったんですけれども、まだ体育館、講堂のほうは新しかったものですからコミュニティアリーナとして活用しておるということ。それともう一つ、ことしから桃取の体育館も地元が使いたいという要望がありましたので、コミュニティアリーナ化して使えるようにして、コミュニティアリーナは今四つということです。新しいところでいきますと、答志のコミュニティアリーナを新しく建設して、小学校の体育授業にも使うような形での利用になっております。

あと、それ以外に旧鳥羽小学校、それから大庄屋かどや、伊良子清白の家、鳥羽市立図書館、鳥羽市民体育館、海の博物館、寝屋子交流の館、このあたりが生涯学習課が所管する建物になっております。

また、もう使われていない施設としては、旧市営プールであったり中央公民館、もうことし解体する予定ですけども小浜分館、それから中央公民館答志分館、旧法務局、このあたりを所管しております。

以上です。

○河村 孝副委員長 学校教育課長。

○岩本学校教育課長 学校教育課の岩本です。

学校教育課の所管しています施設につきましては、中央共同調理場の1件であります。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 それなら、一遍一覧表を出してくれへんか。出ておるの、どこかに。

それはなぜかという、本当にそのまま残して置いておかないかんという理由もいっぱいあると思うんさ、金を払い終わっていなかったら目的が一生できひんものもあつたりとか。

だけど、精査していかないかん時期にもう来ておると思うんですよ。それを教育委員会さんらは持ち続けやらないかん部分と、これ、ひよっとすると売却できひん物件を売却できたりとかいう案件を国のほうと話し合いもできるという話をちょっと例があるようなことが聞こえてきておるもので、それは総合的な中の一部に変わっておるのかわからんけれども、いつまでも維持管理で莫大なお金と、それに対しての人員が必要になってくるというのは、今後教育委員会の足を引っ張ることにならへんかなと思って、そういうことを私らも精査を一遍してみたいなと思っておる中で、教育委員会の持っておる物件、年数、それと使用状況、もう今とまってるんやったらとまっておるという、一遍一覧表をつくってもらうことはできませんか。

○河村 孝副委員長 教育総務課長。

○世古教委総務課長 できますので、また提出させていただきます。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 あるの。どこにできたの。

(「課内で出ておったと」の声あり)

○尾崎 幹委員 一覧表やで。各課は持つておるわけなんさ。

(「私らにわかるように」の声あり)

○尾崎 幹委員 そうそう。私らがわかるように年数と、それを知ることによつてき。

○河村 孝副委員長 後ほど提出していただけますか。

教育総務課長。

○世古教委総務課長 一覧表は各課でつくっていますので、また議会のほうに提出させていただきます。

○河村 孝副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 わかりました。ほんなら、それを見て次につなげたいと思います。

以上、終わります。

○河村 孝副委員長 委員長を交代します。

(委員長交代)

○尾崎 幹委員長 以上で通告によるその他は終了いたしました。

これをもって、その他を終結します。

説明員退席のため暫時休憩。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時01分 再開)

○尾崎 幹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、TOBAミライトークの事後処理についてを議題といたします。

平成28年12月に行われた菅島の未来を守る会との内容について及び平成29年2月に行われた老人クラブ連合会との内容から、空き家対策についての2件を本委員会で取り扱うことに議会運営委員会で決定されました。

本日は、菅島の未来を守る会との内容について協議したいと思います。

このことについて、書記に説明させます。

書記、お願いします。

○中山書記 それでは、ミライトークの事後処理ということでお願いしたいと思いますが、この件につきまして広報広聴委員会で事後処理ということで行った内容としましては、もう少し地域と歩み寄る協議の方法、進め方や方針、計画の十分な説明が必要であったのではないかとということや、地元として統合計画を議会も了承したということが見受けられるということで、そのあたり、受けとめ方に若干の相違があるということで意見が出ました。

それを議会運営委員会で委員長から報告していただきまして、統合の話し合いを持っていくときにもう少し

丁寧にやるべきであるとか、計画を進めるとか決めるとかそういうことではなくて、もう少し丁寧な話もあると思うので、そのあたりを話してほしいということで、今後の進め方についても議会として注視していく必要があるというような意見が出ましたので、そのあたりをお話ししていただければと思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 説明が終わりました。

まず、統合計画について現状の説明を求めたいと思いますが、よろしいですか。

担当職員の説明を求めます。

総務課長。

○世古教委総務課長 菅島の未来を考える会とのミライトークということですので、菅島小学校の統合問題についてだけに特化して説明させていただきたいと思います。

平成27年11月、2年前に統合計画を作成しまして、議員さんには全員協議会でご説明させていただきました。その後、桃取地区に入って桃取小学校をご存じのように統合してきました。それで、それぞれこの計画の中で該当する小・中学校、まず菅島小学校が該当します。それと答志中学校、長岡中学校、この地元それぞれ説明会を開催しました。

それを受けて、菅島小学校の地区の動きですけれども、本来この計画では2年前に該当数、基準とする児童・生徒の数で話し合いに行くということになっておりまして、菅島小学校は平成31年4月に該当するんですけれども、それに向けて2年前に話しに行くということで、平成29年の今年度からになっておりまして、地元説明会を受けて地元のほうから話し合いをしたいという申し出がございました。それで昨年、28年9月1日に第1回、そして10月12日に第2回、12月29日に第3回と、本来は今年度からでしたんですけれども、3度の協議をさせていただきました。

ご存じのように、9月1日に行ったときに、もう地域を挙げて保護者全ての方が反対ですという意見をいただきました。その後、10月11日に市長、教育長宛てに統合計画における菅島小学校の統合廃止を求める嘆願書ということで、地域の方々から嘆願書をとって、九十数%、もうほとんどの方が反対ということでして、その嘆願書をいただいて、地域で反対ですという意見をもらってきました。

ですけれども、教育委員会としては、学習環境、子供たちの生活環境を考えて、少人数ではどうかとか、メリット・デメリットもあるということで、そういう説明もさせていただいたんですけれども、こういう嘆願書が出てきた中で、前市長、前教育長に対して強制でやるのかどうかという、その辺の念押しを非常に強く来ておりました。その辺で、教育関係についての説明をさせていただきますけれども、力づくでは統合しないという、そこまではというような意見を認めましたので、その辺で地元の方々には、強制ではないのであれば協議は進めたいということでその後進んできました。

今年度10月31日に、今年度に入って新教育長を迎えて第1回、トータルで第4回目の地元説明会に行ったわけですけれども、地元としましてはそういうこともありまして、統合だけではなく、今、答志地区も活性化を含めたいろいろな地域の今後のあり方というので考えていきたいなということで、何ができるのかということで教育委員会、鳥羽市に対して話し合っていきたいというのが現状であります。

教育委員会としては、まだ結論も出ていませんので、子供たちの、何度も言いますけれども、そういう少人

数でよろしいかどうか、また、全てが反対なのかどうか、賛成の方はいないのかとか、そういうのもございますので、今後も引き続いて協議をしていきたいと考えているのが現状であります。

以上です。

○尾崎 幹委員長 説明は終わりました。

ご意見はございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 今までの経過はよくわかりました。

この場でどうするかという話はなかなかできないと思うんで、引き続きということになると思うんですけども、例えば今度、答志地区で予定している離島留学なんかを受け入れてくれませんかというような提案は、菅島に対してしたことはありますか。

○尾崎 幹委員長 総務課長。

○世古教委総務課長 保護者の代表者の方、また前回の10月31日の説明会でも、そういった子供たちの環境を変えることも少人数になってくれば必要なこともあろうかと思っておりますので、大変離島留学でいろんな難しい部分も簡単にはいかないと思うんですけども、地域が一丸となって何らかの対策をしていく中で、それも一つの方法ではないでしょうかという提案はさせていただいております。

○尾崎 幹委員長 河村委員。

○河村 孝委員 今、地元のほうはそれから何かアクションというのはありましたか。

○尾崎 幹委員長 総務課長。

○世古教委総務課長 やっぱり地域がまとまって団結しているんな問題をクリアしていかなければならないところが多いですので、時間をかけてやっていく一つの方策かなということは、先日も代表の方が見えて話をした中でできるところからと言っていますので、その答えとして明確には出しておりませんが、前向きには検討してもらおうという、答志地区がモデルでやっていますので、モデルとしてどういう形になるかというのはその後数年すれば結果的にも出ると思います。そういう事例も見ながらということでもらせてもらっています。

○尾崎 幹委員長 河村委員。

○河村 孝委員 まず答志地区みたいなしっかり受け入れてくれる体制をつくらないと、それありきで離島留学をやってしまうと離島留学のほうが失敗してしまう可能性がある。どうしても親身になって受け入れてくれる人がいないとうまくいく事業ではないのかなと思うので、地元のそういう熱い要望があればまた菅島地区にもという形になって、もつれた糸がちゃんとほぐれて、うまく前に進むような形になるのが一番にいいのかなというふう思うんで、引き続き努力していただいたらなと思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員 昨年12月に菅島へミライトークで行ったときには、もちろん菅島の人たちも一緒になって島の活性化のために一緒にやっという、そういう姿勢も見せていただきましたので、その中でももちろん離島留学という、そういうふうな方法もですけども、やっぱり子供たちの教育を特色のある、これは菅島だ

けに限らないんですけども、離島の子供たちでITを使っているいろんなプログラミングをできるような、そういう教育をぜひ取り入れてほしいというふうな、そういう意見もいただいたんです。そういう特色のある教育によってまた離島の留学ができるような、そういう受け皿というのもできるかと思うんですけども、その辺の教育長の考え方というか、離島の学校、今は菅島のことを中心に話をしていますけれども、菅島だけに限らないと思うんです。そういう離島の子供たちの特色ある教育に対しての考え方をちょっと教育長、お聞かせ願えればと思うんですが。

○尾崎 幹委員長 教育長。

○小竹教育長 前回の一般質問でもご質問いただきまして、地元愛、郷土愛、その辺をしっかり植えつけていこうというのが私のまず頭にあることとございまして、幸い、各離島というのは小規模でございまして非常に特色ある活動をしてもらっています。それこそ菅島の島っ子ガイドとか、神島なんかでも非常にまちぐるみで活動していただいております。それから答志のほうも今、離島留学を一生懸命やっておりますが、本当に、入らせていただくと地区ぐるみでやっておりますというのを実感するんです。そういう点では、確かにITとかそういうこともございまして、それにまさるものが私はあると思っております、これをどんどんアピールしていただければいいというふうにと考えるとございまして。

ただ、私どもの教育行政としては、適正規模というのはやっぱりどうしても頭から離れないものでございまして、今後10年間で鳥羽市内の学校をどうしていくかということは真剣に考えていかなくては行けない。予想よりも児童・生徒減が進んでいるところもございまして、それも含めて柔軟に対応していくということが必要かなと思っております。

その中の一つに、地元の反対を押し切ってまで統合しないというのを一つの柱にしておりますが、ただ私は、統合しないということとございまして、そこにまちがどうやってかかわって、さっきおっしゃったようにまちの活性化につながっていかなければ、ただ単に学校を残すというだけでは非常に子供の将来に無責任なことになるのではないかと考えております。

ですので、今、菅島のほうで話させていただくのは、地元任せますよとお話ししましたが、じゃ地元というのは誰のことを指しているんですかと。未来を考える会というのをつくっていただいているので、それが本当に公的な組織なのか任意の会なのか、その辺もきちんと確かめながら菅島の総意というのを確かめさせていただきたいと思っておりますし、それから先ほど言いましたように、残すならまちが本当にどうやって小学校の存続に力添えしていただくのか、教育委員会がどうやってかかわっていけばいいのかというのを突き詰めて考えていくと。

31年4月が一応統合計画になりますので、ことし中に結論を出さないと、来年度から統合に向けての教員の配置が決まってくるので、この12月中にはどうするかということとをきちんと結論を持っていきたいというふうに思っています。でないと来年度の人員配置に間に合わなくなりますので、統合の1年前というのは教員の配置があたりする制度がございまして、その辺のところをしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 教育長の言われたように、確かにまちの部分と小学校の部分、小学校を残すことが。そやけれども、私の経験では、小学校を残すことがやっぱりまちを継続させる一つの手法であるということも考え方であるということも私も経験してきていますので、そういう意味で、よく地元の人たちと話し合いをして、それは住民全員とというのはなかなか難しいですけれども、そういう意味できちんと了解を得た上で方向づけをしていただきたいなというふうに思います。

以上。

○尾崎 幹委員長 中世古委員。

○中世古 泉委員 最終的に確認といいますか、お聞きしたいんですけども、子供が少なくなって、教育としては各人の教育のレベルが下がるというふうには私は聞いていたと思うんですよ。教育の質が下がる、レベルが下がるという意味で、少人数であるがためにいろいろなことができないとか、いろいろな意味でのいわゆるマイナスの部分が多いと。その部分については教育委員会のほうからいろいろな形で提示されたと思うんです。それについては各学校、地区やら説明を行っていると思うんですけども、どうですか。詳細にそういったことも説明していると思うんですけども、現状はどうですか。

○尾崎 幹委員長 教育長。

○小竹教育長 少人数という観点はさまざまな方向から評価がございまして、一定、少人数が全然だめやということはできないと思っています。

ただ、我々の教育行政の中で教員の配置をすることを考えますと、複式であるということとはもろ刃の剣でございまして、子供たちと密接にかかわれる反面、一つの授業で片一方の学年は自習にさせておいてこちらを授業すると。すると1時間のうちにそれをするということで、教師の指導が入る部分が確実に減っております。その分、逆に自学自習の意識が強くなるということもあるんですけども、もとに戻りますが、一概には少人数の教育のよし悪しの評価はできないと思いますが、少なくとも複式であったりとか、あるいは中学校の中で、中学校は基本的に9教科ございますが、学校の規模が減ってきますと実技教科、例えば音楽の先生とか、それから美術の先生が専門でその学校に張りつけないということが出てきます。やっぱり美術の先生なんかは、1年中学校におっただいてしっかりその辺の芸術的なところをやっていただくと。文化祭なんかでしたらその辺のきちっとした作品をつくってもらって飾ってもらうというようなところは、確かにできにくいところがあります。

特に中学校のところでは、そういう部活の選択幅が減るとか、あるいは人間的な交流もありますし、その辺のところでは課題は感じますが、そういういろんな視点、観点を申し上げる中で、あとは地域、保護者の方に判断していただくところがあるかなというふうに思っております。

以上です。

○尾崎 幹委員長 中世古委員。

○中世古 泉委員 私もいろいろな場面でそういったことはお聞きしておるんですけども、殊子供らについては、現状やっぱり鳥羽という地域柄子供は少ない。その中で最終的には小学校、中学校、高校、果ては大学へ行かれる方もおられるかと思えます。そういった中で大きな世界を見ていくという意味では、やっぱり広くまとまるというのも一つ広い意味で、広い世界を見るという形で進んでいく。子供らの未来のため、ひいては地

域、鳥羽市のためにということで考えていただくと、これはぜひともそういう形で、確実な形で進行するように、いい形で皆さんの了解を得て進めるようにしていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 答弁よろしいですか。

○中世古 泉委員 はい。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員 この問題について教育委員会委員の皆さんの中での議論はされていますか。教育委員会の中で、毎月の定例的な。そのときどんな議論があったのか、それだけお伺いします。

○尾崎 幹委員長 教育長。

○小竹教育長 現状、経過報告はさせていただきますが、統合計画をつくった2年前ですか、その時点では大分議論していただいたと聞いていますが、現状につきましては進捗を報告しているというところでございます。

○世古教委総務課長 補足させていただきます。

○尾崎 幹委員長 問題になるんやったら言わんでええよ。

総務課長。

○世古教委総務課長 それぞれの説明会に委員さんも出席していますので、特に昨年の委員会は、2回、3回は多数の委員さんがほとんど全員行っていますので、その辺は、中では議論とかもされています。ご理解いただきたいと思います。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 先ほど教育長が言われたことしの12月中に結論を出すということに対しては、菅島の地元のほうには伝えてあるんですか。その辺はどうですか。

○尾崎 幹委員長 教育長。

○小竹教育長 お伝えしてございます。

○世古安秀委員 わかりました。

○尾崎 幹委員長 いいですか。

菅島の問題には、やっぱり学校自体が……。その議論は全然出てへんの。学校が古い、耐震診断をしたら耐震補強せないかんとか、その現状を菅島の方々がわかっておるの。

(「それはわかっておる」の声あり)

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 これで本日のTOBAミライトークの事後処理について終わります。

以上で委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いします。

これもちまして、文教産業常任委員会を散会します。

(午前11時23分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成29年12月14日

文教産業常任委員長 尾 崎 幹